N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅷ

$$N=44.1\times\left(\frac{z-y}{y}\right)+1.75$$

$\frac{z-y}{y}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

y　平成25年５月に内閣府が公表した平成19年度から平成21年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を３で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

z　平成25年５月に内閣府が公表した平成20年度から平成22年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を３で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村	算式 （0.15×G＋0.15×H＋0.15×Ⅰ＋0.15×J＋0.15×K＋0.15×L＋0.05×M＋0.05×N）×0.406 0.15×G、0.15×H、0.15×Ⅰ、0.15×J、0.15×K、0.15×L、0.05×M及び0.05×Nに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（0.15×G＋0.15×H＋0.15×Ⅰ＋0.15×J＋0.15×K＋0.15×L＋0.05×M＋0.05×N）×0.406に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 G　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ $G=6.38\times\left(\frac{l-k}{k}\right)\times\frac{1}{5}+0.54$ $\left(\frac{l-k}{k}\right)\times\frac{1}{5}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 k　農林業センサス規則によつて公表された平成17年２月１日現在（沖縄県にあつては平成16年12月１日現在）における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別農家数のうち50万円未満の数に25を乗じた数、農産物販売規模別農家数のうち50万円以上100万円未満の数に75を乗じた数、農産物販売規模別農家数のうち100万円以上200万円未満の数に150を乗じた数、農産物販売規模別農家数のうち200万円以上300万円未満の数に250を乗じた数、農産物販売規模別農家数のうち300万円以上500万円未満の数に400を乗じた数、農産物販売規模別農家数のうち500万円以上700万円未満の数に600を乗じた数、農産物販売規模別農家数のうち700万円以上1,000万円未満の数に850を乗じた数、農産物販売規模別農家数のうち1,000万円以上1,500万円未満の数に1,250を乗じた数、農産物販売規模別農家数のうち1,500万円以上2,000万円未満の数に1,750を乗じた数、農産物販売規模別農家数のうち2,000万円以上3,000万円未満の数に2,500を乗じた数、農産物販売規模別農家数のうち3,000万円以上5,000万円未満の数に4,000を乗じた数、農産物販売規模別農家数のうち5,000万円以上１億円未満の数に7,500を乗じた数、農産物販売規模別農家数のうち１億円以上３億円未満の数に20,000を乗じた数、農産物販売規模別農家数のうち３億円以上５億円未満の数に40,000を乗じた数及び農産物販売規模別農家数のうち５億円以上の数に60,000を乗じた数の合算額をいう。以下この表の市町村の項において同じ。） l　農林業センサス規則によつて公表された平成22年２月１日現在における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額 H　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅱ $H=3.58\times\left(\frac{n-m}{m}\right)+0.54$ $\frac{n-m}{m}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅱの符号 m　工業統計調査規則によつて公表された平成20年から平成22年までの各年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） n　工業統計調査規則によつて公表された平成21年及び平成22年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された平成23年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） Ⅰ　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅲ $I=13.00\times\left(\frac{p-o}{o}\right)\times\frac{1}{5}+0.80$ $\left(\frac{p-o}{o}\right)\times\frac{1}{5}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅲの符号 o　商業統計調査規則により平成19年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計 p　経済センサス活動調査規則により平成24年２月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計